

○議長（一條 光君） 通告3番、10番一條 寛君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔10番 一條 寛君 登壇〕

○10番（一條 寛君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

質問に先立ち、今回多くの質問項目を通告してありますので、時間内に終われるよう簡潔な質問に心がけますので、答弁におきましても簡潔にお願いいたします。

それでは初めに、社会資本の予防保全について伺います。

町民の生命と財産を守るインフラの整備は待ったなしであります。社会資本の損傷や劣化の度合いに応じて、その都度対策を行う従来型の事後保全より、小まめに点検を行い傷が小さいうちに直していく予防保全の管理では、費用の縮減効果が大きいと言われております。予防保全の観点から、次の2点について伺います。

1点目は、橋梁の点検状況と長寿命化修繕計画の策定状況並びに修繕の実施状況であります。

2点目は、公共建築物の最適維持管理するための定期点検の実施状況と、公共建築物維持保全計画の策定の有無と今後の考え方について伺います。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 非常に大事なご質問をいただきまして御礼を申し上げます。

今、一條議員からは社会資本の予防保全に関するご質問をいただきました。

最初に橋梁の点検状況についてご説明を申し上げます。

本町における橋梁については、制度の基準となっている長さ15メートル以上の橋梁、これは51カ所ございます。うち新設した1カ所を除く50カ所分を平成19年度から平成21年度の3カ年で橋梁点検を実施いたしました。その結果、これはゼロから100まで数値で健全度というものを示すわけでございますけれども、これは数値が大きければ大きいほど健全であるということでございます。50カ所の橋梁は、全て健全度が50以上ということでございますので、至急修理をしなければならないという橋梁、大規模なものはないということでございます。

ちなみに50以上60未満が13、60以上70未満が19、70以上80未満が9、80以上90未満が9ということでございますので、50未満という橋梁は点検の結果なかったということでございます。

次に、長寿命化修繕計画の策定状況でございます。

点検結果で健全度が低い順番から、50を下回るものはなかったのでありますけれども、50か60といった、健全であるとはいいつつも低いものに関しましては、18カ所の橋梁の修繕計画を

策定したいというふうに考えておりました、現在、発注の手続を進めているところでございます。平成26年度までに51カ所全ての橋梁について長寿命化修繕計画の策定を終えたいというふうに思っております。

また、橋梁修繕の状況についてでございます。宮城県大崎広域水道事業所の入り口にかかる橋、小山橋でしょうか、こちらについては平成21年に修繕工事を行っております。また、他の橋梁についても通常点検を実施し、必要なものについて補修工事を行っているという状況でございます。

公共建築物維持保全計画の策定についてのご質問もございました。これは、6月議会で新田議員から質問のありましたアセットマネジメントの考え方とかなり重なる部分が多いのかと、ほぼ同じ趣旨であろうというふうに思っております。公共建築物の維持管理につきましては、現在、加美町総合実施計画、そして平成20年度に策定した加美町耐震改修促進計画、教育委員会におきましては公立学校整備計画、また町営住宅につきましては平成22年度に策定しました加美町公営住宅等長寿命化計画に基づいて、財政状況を踏まえながら年度間調整を図って実施をまいったところでございます。

その結果、現在そういったことも踏まえまして、耐震化といいますのは大分加美町も進みまして、現在、平成23年度末で88.9%に達しております。90%以上ということを目指しておりますので、今後事業を進めていく中で、これは間違いなく目標を達成されるというふうに考えております。

また、そういった計画に基づいてこれまで行ってきたわけですが、それでは、この公共建築物の維持保全計画の策定について考えがあるのかというふうなご質問だったと思いますが、これに関しては大変な作業になることは事実でございます。今現在、小規模自治体では、まだなかなか取り組みが始まっていないという状況ではございますけれども、現在、職員で構成する公共施設統廃合プロジェクト、この検討結果も踏まえまして、今後、財産管理システムと公会計システムの導入に合わせて、これも実施をする方向で検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 橋梁については、それほど今危険なものはないということでありましたけれども、国においても予防保全転換のために財政的、技術的な支援の考え方があるという情報もありますけれども、これまで保全をやった橋、これからやるものについて、そういうものを活用してやる計画があるのかどうか、お伺いします。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

橋梁の長寿命化計画についても、議員さんおっしゃるとおり国の補助制度があります。橋梁の補修、修繕は膨大な費用がかかると思いますので、その国の制度を活用しながら順次計画をつくりまして、修繕を行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 次に、公共建築物についてお伺いします。

今、公共の建物は施設管理者が管理するという形になっているように聞いていますけれども、この辺、教育委員会が管轄する学校施設も含めて、町全体の施設を専門性の高い技術職員を中心とした総合的、一元的な管理担当部署を設けて一元管理する計画等は持ってないかどうか、まずお伺いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 現時点で、教育委員会の施設も含めて一元管理という、そういった考えは持ってはおりません。今後、先ほど申し上げました施設の統廃合等取り組んでいかなければならないことをございますから、そういったことも踏まえて、これからの施設の管理のあり方ということは、大いにこれは研究をし議論をして、より効率的な施設管理というものを目指していくべきだというふうには考えております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今、建物ごとに施設管理者が管理しているわけですが、この管理者も異動でかわるわけですし、当然、建物の維持管理の知識等についてもなかなか専門的な知識を持っているとは言いがたいと思うんですけれども、この辺の施設管理者のための建物維持管理の手引きなどを作成する考え方はおありになるのかどうか、お伺いします。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 総務課長です。お答えします。

手引きの作成についてということなんですけれども、先ほど町長がちょっと答弁の中で、現状は、定期的な点検は現状はしておりませんが現状なんですけれども、その中で、一元管理ということで、現状としては各管理者が管理をして、その修繕につきましては技術者がいる建設課のほうに依頼をしまして、そこで実際に修繕は建設課のほうでして、それをまた管理者にお返ししているという現状でございまして、技術者がやはりいない中で、そういった依頼をする形になっています。

手引書をつくって管理をするのが一番いいと思うんですけども、今議員さんがご指摘になっている維持管理の保全の全体の計画をつくって進めていくというのが、町長がさっきおっしゃった中では導入を進めていくということで、そういったところで全体に維持管理費を抑えていければ、そういった形でもっていったほうがいいのかなと思ひまして、手引きにつきましては、今のところちょっとまだ検討ということになります。以上でございます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 鉄筋コンクリートの寿命は50年から60年と言われてはいますが、これは今後の日本の財政状況とかいろいろなものを考えると、やはりこの寿命を延ばす方向でいろいろなものを考えていかなければいけないと思ひます。そのためにもやはり、予防保全を徹底することによって耐用年数を10年なり20年なりという形で延ばしていく必要があると思ひますので、そのことを踏まえて、町長も今さっきから答弁いただいていますけれども、もう一度その辺の長寿命というか、今あるものをより長く使うために、重複でも結構ですので、もう一度考えていることをお伺いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 当然、これはアセットマネジメントという考えに基づいて、きちっと現在ある建物、こういったものの現状を把握をするということが非常にまずは大事なことでございますし、その中で今後ともこれは長寿命化を図り使用し続けなければならない建物、あるいはこれは取り壊さなければならない建物、こういったこともきちっとこれは仕分けをしながら、これからも使い続ける建物については、やはり長寿命化を図るべく維持保全計画もつくり、あるいはそういった管理の態勢ということも見直し、これは進めていきたいというふうに考えております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） では次に、大きな2点目に移ります。

I C住基カードを利用することで、住民票の写しや印鑑登録証明を自治体の窓口が開いていない日でも午前6時30分から午後11時の間に最寄りのコンビニストアで取得できる、コンビニにおける証明書等の交付は、住民の利便性が高まるとともに窓口業務の負担軽減並びに維持管理経費が発生しない等の効果が期待できるわけですが、この導入についての考えを伺います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） いつもいろいろと新しいご提案をいただきまして御礼を申し上げたいと

思います。

コンビニでの交付サービスということでございます。町民の利便性、それから窓口業務の軽減あるいはコストの削減という点から導入してはどうかというふうなご意見だったと思います。

このコンビニ交付につきましては、まだまだケースはございません。宮城県におきましては大崎市がことしの8月1日から住民票の写しと印鑑登録証明書の交付を開始したということでございます。

こういった状況、動向を見ながら将来に向けて検討していかなければならないというふうには考えております。ただ、このコンビニ交付を導入するというので、初期投資、試算をしますと4,300万円、初期投資に4,300万円かかるということ。それから運営負担としまして財団法人地方自治情報センターに100万円、及び各取り扱うコンビニに対しては1通当たり120円の手数料が発生する。こういった経費もかなりかかるということも事実でございます。

現在、加美町の状況を見た場合に、経費的にかならずしもコンビニで交付をするからといって削減、いわゆる費用対効果があるというところまでは確認できていない。それと、こういった印鑑登録、それから住民票、交付をコンビニでやるとしても、それで町民課の窓口あるいは支所の窓口をなくすというわけには、これいかないんですね。その他多くのお問い合わせ、ご相談、手続きに町民の方がお伺いしますので、ですから、必ずしも大きな経費の削減につながるものもなかなか思えない点もございますので、やはりこれは大崎市初め実施している自治体の状況を見ながら、これは将来に向けて判断するしかないだろうというふうに思っております。

またいわゆる住基カードを利用しているものもございますから、この住基カードを導入するに当たっては普及啓発活動、これは住民のご理解というものがなければ、これは導入ができませんので、すぐにじゃあやりましょうということにはならないだろうというふうに思っておりますが、今後の検討材料として捉えさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今、町長から導入に4,300万円でしたか、僕が調べたのとは若干違うんですけども、いろいろ町のサーバーの関係とかいろいろな関係もあって、金額に差は出るんだと思いますけれども、確かにそのくらいの、3,000万円以上の導入経費はかかるようでありまして、ただ、将来に向けてはやはりどんどんICT化が進み、電子化が進んでいく中で、やはり将来にわたっては避けて通れないことではないのかなというふうには思います。その辺で、宮城県では大崎市だけという状況で、全国で今140カ所ぐらいやられているという状況があるみたいですが、今はセブン-イレブンだけが対象でありますけれども、来年の

春からローソンとサークルKサンクスも参入されるという状況で、今までセブン-イレブンがなかった四国等においても大きく普及が進むのではないかとということもありますので、やはり、確かに住基カードの導入と条例の制定とかいろいろなこともあると思うんですけども、やはり将来を見据えて研究をしていくということは必要だと思いますし、また、これから若い世代がどんどんふえていく中で、やはりいつでもできるという、そして今は住民票の写しと印鑑登録の証明だけということですけども、これも全ての窓口のものが対象にもできるという情報もありますので、やはりその辺も含めて将来の電子政府に向けての町長の考え方や、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 一條議員のおっしゃるとおり、これは研究はしていかなければならない。一條議員のご質問のとおり、これは将来に向けての研究ということは、これはしていかななくてはいけないというふうに思っております。ただ、コンビニで、例えば宮崎にはコンビニはないんですね。コンビニ導入したからといって果たして住民の利便性が高まるかということ、都市部と違いまして果たしていかなものかということもございますので、必ずしもコンビニ交付が利便性を高めると、そのことだけではなくて、皆さん方の利便性を高めるという方向でコンビニ交付のことも含めて研究をしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今、町長からコンビニのないところだという話がありました。大崎市では不便なところには自動交付機を設置するとかというお話も聞いてはいます。また、コンビニ交付することによって、町外でもいろいろな証明書がとれるという利点も出てくるという部分でありますので、勤め先とか別な地域でもとれるという利点もありますので、いろいろな意味であると思うんですけども、将来にわたって検討していくということでもありますので、これ以上は、まずこの件については終わりたいと思います。

次に、3点目の保健福祉政策について3点ほど伺います。

一つは災害時における障害者や高齢者などの災害弱者へのきめ細かな支援策を事前に策定しておく必要があると思います。特に、人工呼吸器や吸引器などを装着した在宅療養重症患者である難病患者や、重度心身障害者などへの支援をどのようにお考えかお伺いします。

2点目は、胃がんの原因のほとんどがピロリ菌感染であることがわかってきました。血液検査でピロリ菌抗体と胃の萎縮度をはかるペプチノゲンを測定し、その組み合わせから胃がん発症のリスクを明らかにするピロリ菌ABCリスク検査があります。

リスクのある人が専門医の内視鏡による精密検査を行うことで、対象を絞った効率的な胃がん検診を行うことができ、またピロリ菌が発見された場合、早期に除染し胃がんになる危険性を大きく低減させることができると言われています。導入への考えをお伺いします。

3点目は、全国で年間3万人を超える方が自殺している状況が続いています。自殺対策、生きる支援のためにうつ病の早期発見のため、心の体温計を町のホームページからアクセスできるシステムを導入する考えについてお伺いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、第1点目、障害者、高齢者などいわゆる災害弱者といわれる方々に対するきめ細かな災害時の支援策というものについてのご質問だと思います。

まず本町におきまして、介護サービスを利用しながら在宅で生活している方というのは874人おりますが、そのうち特にこういったときに支援の手を差しのべなければならない要介護3以上の方というのが445人いらっしゃいます。それから在宅で生活している身体障害者手帳1級所持者が370人いらっしゃいます。特に、こういった方々、その中には人工呼吸装置装着者、あるいは在宅酸素療法を行っている方、透析を行っている方なども、そのほか101名ほど合わせていらっしゃるんですけども、このような要介護3以上の方や身体障害者手帳1級を所持していらっしゃる方、こういった方々を支援していかなければならないだろうというふうに思っております。大体550人ぐらい町内にはいるというふうに把握をしております。

まず、このために必要なことは、やはり各行政区の自治組織、この自主防災組織というものを、やはりしっかりと機能するようにしていくということだろうと思います。現在79のうち76が設置済みであり、ほかにも近々設置を検討しているところですけども、やはりこういったところはきちっと情報把握をして、まずは援助の手を差しのべるといふ共助の部分、これが非常に重要だろうというふうに思っております。

また、町といたしまして、去年の3・11のときに、いわゆる透析患者とかそういった方々がガソリンがなくて病院に行けなくて大変な思いをしたと。まさに死ぬ思いといいますか、そういった思いをされたということ、私もたくさん聞いておりますから、災害時にそういった方々への優先的な燃料の提供あるいはもちろん緊急車両等への提供、そういったことを目的といたしまして、ことしの7月17日、宮城県石油商業協同組合加美支部と災害時における支援協力に関する協定を締結したところでございます。災害時には、そういった災害弱者の方々に優先的にそういった燃料も含めて手を差しのべていきたいというふうに考えております。

また、先ほど申し上げた安否確認、各行政区ごとの自治組織での安否確認というのが非常に

重要になってきますけれども、そのためには、災害時要援護者登録制度というものを、これは実施していかなくてはならないというふうに思っておりますので、現在それを進めているところでございます。これはご本人の同意が必要でございますから、ご本人の同意を得た上で各行政区ごとに要援護者台帳を整備いたしまして、町と行政区の自主防災組織で情報を共有しながら対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

それでは、2点目のピロリ菌の関係、いわゆるABC検診というものを導入する考えはないかというふうなご質問だったと思います。

確かにピロリ菌感染が胃がん等の発生と密接な関係があるというふうな研究結果があるということは、私も承知をしております。しかしながら、国ではがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針というものの中で、胃がん検診はエックス線検査のみを死亡率減少に有効な検診として認めており、胃がんリスクABC検診については、まだ厚生労働省の研究班で評価を始めたばかりのようでございますから、学術的にも死亡率の減少効果を証明するデータが非常に少ないということで、現時点では有効な検診としては認められていないということがございます。これは議員も知っていらっしゃることはと思いますけれども。県内においても、まだこの胃がんリスクABC検診、実施している自治体はないというふうに聞いております。本町におきましては、引き続き国の指針に示された検査で対応をしてまいりたいというふうに考えております。

どうも胃がん検診を受けている我々、35歳以上の加美町の受診者といいますのは、かつて井戸水を飲料していたということもあって、ABC検診しますと、ほとんどがピロリ菌が見つかり、ピロリ菌の保菌者であるというふうにも言われておりますから、そうしますと、ABC検診を受けた方がまた今度は内視鏡検診を受けなくちゃならないというふうな事態にもなるだろうと思われまして。そうしますと、今度内視鏡検診の受診料に関しては必ずしも行為として必要なものでないとなれば、これは全額受診者が負担しなければならないというふうな事態にもなりかねないということもありますので、なかなか今現時点で導入するということには、さまざまな問題があるんだろうと思います。

ただこれは国の動向を見きわめながら、あるいは周囲の自治体などの動向を見きわめながら、これは将来に向けてやはり検討していくというふうに考えております。貴重なご提言ありがとうございます。

もう一つありましたね。済みませんでした。

心の体温計でしたね。大変申しわけありません。一気に三つ大きな質問をいただきましたの

で申しわけございません。

心の体温計ですね、これは民間事業者が東海大学と共同で開発したものだというふうに理解をしております。パソコンとか携帯電話を利用して手軽にゲーム感覚でメンタルヘルスのチェックができるというシステムだというふうに聞いております。健康状態、それから人間関係などの質問に答えますと、金魚鉢の中の金魚とか猫とか、そういったキャラクターが登場して、その人のストレス度とか落ち込み度とか、そんなことが目で確認できるようになっているというものだと思います。

そして、相談が必要と思われる方には心の健康づくりに関する相談場所の紹介、そういうところにリンクされるというふうなシステムになっておりまして、まさにネット社会にあっては非常に、特に若者にとっては使いやすいシステムだろうというふうに思っております。導入経費もさほどかからないというふうにもお聞きしております。宮城県内では、現在石巻市、それから公立学校共済組合、2団体が導入しているということでございますから、そういったところの状況などもお聞きをしながら、あるいは周辺自治体の動向なども勘案をしながら、こういったものがどれだけメンタルヘルスケアに有効なのか、そういったことも検証していきませんと、導入費が余りかからないからじゃあしましようというふうにはならないんだろうというふうに思います。費用対効果も含めて有効であるということであれば、これは導入も検討していかなければならないだろうというふうに思っております。以上です。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 一番目の最初に質問しました災害時の弱者に対する支援についてでありますけれども、町長も先ほど言われたように、昨年の3・11のときには透析患者へのガソリンの優先給油という形でかなり配慮がされたわけですが、その中で、回っていた中である障害児をお持ちの方から、結局透析患者にはガソリンの優先配付あるけれども、うちの娘は何カ月に1回かちょっとわからないんですけれども、仙台の病院まで必ず連れていかなければいけないんだと。そのことに対する何の支援もなかったという指摘を受けました。

町でそういう重度の障害を持った方とか、そういう病院に定期的にお連れしなきゃいけない方とか、そういう方々をどの辺まで掌握されて、そういう方々の要望とかニーズとかをどう掌握されているのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長、お答えします。

昨年の東日本大震災時におきましては、まず保健福祉課の対応でございますが、先ほども町

長がおっしゃったとおり、町内には身体障害者の重度の方、それから在宅で寝たきりの方が多数おりました。それで、まず介護保険を利用されている方については、町のほうで全員の方に電話も通じない中で連絡ができないということもございましたので、デイサービスをやっている事業所、あるいは介護サービスを利用する場合のケアプランを立てている事業者の方、そういった方々が自分の利用者の方1軒1軒を回ったりして、まず確認をとっていただいたということでございます。

それから障害者につきましては、やはり透析患者あるいは人工呼吸器をつけている、とにかく生命が大変危険にさらされる状況の方がございます。そういった障害者の部門につきましては、保健福祉課のほうの障害福祉係と、それから各地区のセンターのほうで訪問して、実際の状況がどうなのか、それを見きわめて診療所あるいは医療機関のほうとの連絡調整をしながら、とにかく自宅でいつ電気が復旧するかわからない状況の中では対応ができないということで、命の危険のある方については公立加美病院あるいは大崎市民病院のほうへ緊急搬送していただいたというようなことでございます。

ただ、事前になかなかそういった方々に対して、このような大きな震災が起きたときにすぐ対応できるという手だて、すべがまだこれまではございませんでしたので、この体験、経験を生かしながら、今いろいろな障害あるいは介護の程度、同じ要介護3以上の方であっても寝たきりの方もいます。それから歩けるんですが認知のひどい方も、同じ介護度3とか4でもございます。その方、その方いろいろでございますので、先ほど最後に町長がおっしゃったとおり、行政区単位で、そういった地域の中で援護を必要とする、支援を必要とする方をまずはリストアップして、その方々にどういった災害時に手を差し伸べたいかというようなことを、今いろいろ進めているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今、3・11の経験を踏まえて、そういう重度の障害者と重度の介護者については、そういう事前の、どのように対応するか、どんな希望があるかを事前に掌握するというのでありますので、早急に掌握し計画を立てていただきたいことを、まず要望しておきます。

次に、ピロリ菌検査について、厚生労働省がなかなか認めてないというお話でもありましたけれども、いろいろな情報によると、厚生労働省もかなり前向きには変わってきているというような情報もあります。それを踏まえて、将来、間もなく変わるということを前提にお尋ねしたいと思っておりますけれども、今、いろいろな苦痛があるとかってということで、バリウム検査を受

けない方も多数おられるように聞いています。特定検診を受けている方の中で、バリウム検診を受けてられる方がどのくらいおられるのか、まずお伺いします。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長、お答えします。

ことしの実績、まだ出ておりませんので昨年の数値になりますが、昨年、平成23年度におきまして特定検診のうち、胃がん検診エックス線検査を受けた方が2,428人ということで、特定検診のうちの29.7%、約3割近くの方が、特定検診を受けた人の3割の方がエックス線検査を受けているということでございます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） バリウム検査の中で、漏れがあるとか見落としがあるとかというような情報もときどき聞きますけれども、この辺の精度についてはどのように、ずっと長年やってきた検査でありますから、それなりの精度は高いんだと思いますけれども、お医者さんの見方によって違う場合もあるとかと聞きますけれども、その辺の、誤診とかその辺のことはつかんでいますか。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） お答えします、保健福祉課長です。

エックス線検査で誤診等があったかどうか、その辺のことは対がん協会のほうからは特にそういうケースは報告は受けておりません。

それから、先ほどピロリ菌のほうのABCリスク検診との比較でございますが、一條議員おっしゃるとおり、前の日から食事制限なくて、すぐ血液検査である程度胃がんの確率がある程度つかめるということでは、すごく今見直しが全国的になされているようでございます。これただ、やはり厚生労働省のほうでは、今はとにかく国のそういったがん検診の際の指針といいますか方針が、まだまだエックス線検査だけということで、やはりこのピロリ菌のリスク検診が早く厚生省から認められていただければ、検診にかかる費用そのものはエックス線検査とそんなに変わらないような、5,000円ぐらいでできるような検査で、しかも血液ですぐわかるというような利便性もございますので、やはり国の動向を見て町のほうでも検討してまいりたいと思います。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 特定検診を受けている方の中で3割しかバリウム検査は受けてない。

特定検診に来ている方の、仮に血液検査でできるようになると、7割の方が胃がんのリスク検

査を受けられる可能性もある、数値的にはそういうことも言えるのではないかと思います。それで、厚生労働省の問題もあると思いますけれども、このピロリ菌のABC検査というのは、大体5,000円ぐらいというように聞いていますけれども、希望者に特定検診の際にオプションで受けられるような形はできないのかどうか。町独自という、厚生労働省の認可というか許可がないと補助はできないのかもわからないですけれども、希望者にはやるというような考え方はないかどうかお伺いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど申しましたように、現時点ではその考えはございません。やはり厚生労働省の指針、こういったものがしっかり出されませんと、先ほど申し上げましたように受診をし、かなりの方がこれは陽性反応といいますか、出てくるでしょう。そうした場合に、今度は内視鏡検査となった場合に、これは受け入れる病院の問題もあるでしょうし、それから先ほど申し上げたように全額自己負担となれば、なかなかABC検診を受けたものの内視鏡検査まで至らないとなりますと、ABC検診をしたからといって胃がんが発見されるというところまで至らないわけですから、やはりこのところは国の指針というものが、私は重要だろうと。それが出る前になかなか加美町が単独でこれを実施するという事は難しいのではないだろうかというふうに思っております。

議員のおっしゃるとおり、これは確かに検診率を上げるという効果があるということは私も理解しておりますから、これはやはり国の動向を見ながら、国がそういった指針を示すのであれば、町も順当にしていくという方向で検討していきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） なかなか検診では難しいという状況のようでもありますけれども、一般の方もこのようなことを知っている方もいるとは思いますが、こういう考え方というか、こういう医学的な情報もあるというようなことを町の広報等でお知らせして、個人的に病院でABC検査を受けてピロリ菌のない方で胃がんになった方はほぼゼロだという結果も出ているようでもありますので、この辺をやることによって苦痛なバリウム検査から逃れられるということにもなると思うので、この辺は個人の判断でその辺はやっていただくにしろ、情報だけお知らせするというような考えはないかどうか。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長、お答えします。

町の対応の問題になりますが、まず一つは加美郡医師会、お医者さんというのはやはりその辺事前調整がまず第一に必要なようになってくると思っております。

それから第2点でございますが、やはりピロリ菌のABCリスク検診を行った後、やはり精密検査のほうで内視鏡検査が必要になるという方が出てくるわけでございますが、そうした場合の、今度医療機関での診察といいますか、検査を受ける医療機関が果たして対応できるかという、なかなかまだそこまで至ってないのかなということもありますので、その辺は加美郡医師会とも、先生方とも相談しながら、実際その辺も含めて可能かどうか研究してまいりたいと思います。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 最後の心の体温計について、再度、再度というか1点だけお伺いします。

さっき町長から、導入経費も安いという形で、導入カスタマイズ費用というのが、町のほうでも調べられたと思いますけれども5万円と。それから管理費が人口一人当たり1円で、加美町の場合2万5,000人で2万5,000円、これにプラス消費税という形でできると。導入のカスタマイズ費は最初の年だけということで、次年度以降は管理費だけ2万5,000円という、この事業でどれだけの効果があるかというのは、なかなかわからない部分もあるとは思いますが、お一人でも自殺する方の命を救えれば安いものではないかなというふうにも思います。

また、いろいろやっているところの情報によりますと、なかなか受けるというかホームページから入ってくる方も少ないというような情報もありますけれども、この辺の、より多くの方に受けていただくために、いろいろな情報誌に携帯からも入り込めるようなQRコードをつけて、検査というか遊び感覚で心の状況を測定するのに入ってくるというような方法もあるように聞いていますので、この辺も含めて、より前向きにというかご検討いただけないかどうか、再度お聞きします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 心の体温計、民間の事業者が東海大学と共同で開発したシステムですが、ちょっとまだ私も調べておりませんが、同種のシステムというのはほかにもあるんだろうと思います。ですから、そういったことも調べていく必要があると思います。

それから、やはり効果と、今アクセスが少ないというふうなお話でしたけれども、やはり効果というものも当然これは検証していかななくてはならないだろうと思いますし、それから、心の健康づくりに関しては、こういったシステムを導入したからといって解決できるような簡単な問題でもございませんので、さまざまな角度からこれは取り組んでいく必要があるだろうと

いうふうに思っています。

現在町といたしましても、心の健康づくり講演会を開催しましたり、それから専門家によります心の健康相談ということも行っております。また、ボランティアさんたちが立ち上げている憩いのスペースといいますか、図書館で開催しておりますけれども、そういった取り組みも今なされております。まだまだこれは周知されてないようでございますけれども、そういったさまざまな取り組みを、これも総合的にやっていかなければならないだろうというふうに思っていますので、その一つのメニューとして少し検討させていただいて、やはりこれも有効な手段の一つであるということであれば、検討に向けてこれは進めていきたいと思っていますので、その辺、もう少し研究、検討の時間をいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 導入経費はわずかなんですけれども、これに関して何か災害時に特別の支援があるようなお話もちよっとお聞きしましたけれども、この辺はどうなんでしょうか。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長、お答えします。

自殺防止対策緊急強化補助事業というスキームを国のほうで打ち出しまして、やはり議員さんおっしゃるとおり、うつ病とかそういったところから年々やはり自殺者がふえているということで、国の大きな問題だというようなことで、そのための強化事業に国のほうで本格的に取り組んでいるということございまして、補助事業のほうちよっと調べさせていただきましたら、こういった自殺防止対策として50万円を限度として国の10割全額補助の事業が使えるというようなことがわかりました。

こういったシステムについては、国のほうと一応協議しないと該当するかどうかわかりませんが、一応町のほうでは、先ほど町長がおっしゃったとおり心の健康相談の講演会とか、あるいは精神科の先生に来ていただいての健康相談、こういった事業については、この国の補助事業の対象となっておりますので、今年度はそういった事業をやらせていただいております。来年度該当になれば、その辺も含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） いろいろ自殺対策で、町としてもいろいろな相談事業とかいろいろやっているということでもありますけれども、結局、なかなかそういうところに来られない、講演会開いても参加されない方とか、そういう方を対象というか、そういう方に向けての一つのツ

ルとしても考えていただければと思います。以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして10番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。

通告4番、3番三浦英典君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔3番 三浦英典君 登壇〕

○3番（三浦英典君） 私は、事前に通告させていただきました3点について伺うものでございます。

第1番目は、昨年3月におきまして東日本大震災という大きな災害がありました。福島において第一原発が放射能事故という大きな事故を起こしまして、放射能問題という大きな、広範囲な問題を引き起こしました。これについては宮城県も女川原発というものがございまして、一朝有事の際には宮城県全域が当然放射能というものに汚染される可能性も否定できないということで、私は宮城県内の各自治体の長の皆さんは、やはりこの問題についてしっかりとした見解というものもお持ちいただく必要があるだろうというふうに思っております。福島第一原発におきましては、冷却問題がまだ大変進んでいない状況にあるわけですけれども、そういう中で大飯原発が稼働されて、果たしてどうなのかということが言われております。

こういう総合的な放射能問題の総括というものについて、町長がどう捉えていらっしゃるのか。そしてこの宮城県において、原発の再稼働というものについて正式な見解をやはりお持ちになるべきだろうということでお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 大変重い質問でございます。

これは自治体の長がしっかりした見解を持つべきであるというふうなことでございましたが、これは自治体の長それぞれ異なる見解を持っております。それぞれ事情が異なっております。そういった中で、私が正式な見解を持つべきだと、私はこれは持つべきかどうかは何とも申し上げることはできません。ただ、今回政府が2030年代に原発稼働ゼロを目指す新エネルギー政策、革新的エネルギー環境戦略をまとめました。この中では、30年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入すると定めておきまして、実現に向けて40年廃炉の厳格適用、原子力委員会が安全を確認したもののみ再稼働、そして新增設はしないという三つの原則を提示し、さらに太陽光や風力などの再生可能エネルギーの発電量を30年までに3倍にするなど、原発への依存を薄めていくという方針を出しましたので、私はおおむねこの政府の方針を

評価するものでございます。

ですから、女川原子力発電所につきましては、東北電力さんでは大分再稼働に意欲を示しているようにございますけれども、やはり政府が示している原子力委員会が安全を確認したのみという、本当にこれは住民の生命ということを第一において、これは安全を確認されたものでなければ、これは再稼働すべきではありませんし、いささかこれは拙速ではないかなというふうに思っております。

この30年代ゼロに向けてさまざまなこれはハードルがあります。これは日本国内だけのことでございませぬ。欧米等との関係もございませぬ。途上国との関係もこれもございませぬ。簡単にこれはゼロにするということは、現実問題大きなハードルが予想されるわけですが、おおむねこの政府の考え方でよろしいのではないだろうかというふうに私は考えております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 三浦英典君。

○3番（三浦英典君） この問題について、本当に経済的な問題からいろいろ広範囲にわたるといふことで、難しいお話ではあるかと思ひます。しかし、問題が人間の命にかかわるといふ根源に触れるわけですから、何が私たちの生活の上で優先されるべきかといふことについては、やはりそういう元からお考えをいただいて決断をされることが望ましいと思ひております。

そして町長も、自然再生エネルギーといふ問題について十分可能であると、これまでもおっしゃってこられていられるわけで、いきなりあしたから原発をゼロにしろといふこと私も求めているわけでもないし、無理なことでもありますから、やはり軟着陸といふか時間をいただいてみんなで知恵を絞ってそういう方向に向けていくといふ努力は、こゝろこの地方自治体の長から発信されて私はいいのではないかと。それこそが、本当の政治をつかさどる者として、地方から発信していただきたいといふのが望みでございます。ぜひ、県内の町村の長の皆さんと、そういう話を前向きにされることを望みたいわけですが、その辺の考え方ももう少しお願いしたいと思ひます。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まさに私、この政府が方針を示す前から自然エネルギーへの取り組みの重要性といふことを訴え、それに向けて今取り組みを進めているところでございますから、加美町からそういった考え方を、これは県内やはり全国に発信していきたいといふふうに思ひております。

また、町村長との話し合いといふことも、これももちろん重要でございます。ただ、先ほど

申しましたように、それぞれ状況が異なりますので、なかなか思いを一つにするというところに難しい点はあるのだらうと思いますが、ただこれは、住民の生命の安全第一というところでは、やはり共通しているわけですから、そういったところで我々町村の長も話し合いをし、自然エネルギーの取り組みについて、我が町のみならず、実は宮城県は大分おこなっています、ご承知のとおり。岩手、山形、そういうところから比べますと大分おこなっています。ぜひ、この取り組みを盛り上げていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（一條 光君） 三浦英典君。

○3番（三浦英典君） ありがとうございます。

できるなら、そういうふういろいろな事情の中でお互いに話し合うということが大変貴重なんだということで、前向きにお願いしたいと思っております。

この問題については以上で終えたいと思っております。

2番目について、公務遂行の姿勢についてというふうに伺ってまいりたいと思います。

午前中、近藤議員さんの質問について6項目11点について、この1年間の町長のお仕事をお話を伺わせていただきました。大変ご努力されているなどと思っております。

しかし、反面、やはり我々が見ても首をかしげるような、あるいは疑問点というものもございました。この点について質問をさせていただきたいと思っております。

これは五つ上げさせていただきましたが、町長車の運行の問題。2番目に矢越の町有地、管理の看板についてということ。三つ目に公務書類、公文書の決裁についてということでございます。そして四つ目は薬業振興公社の人事について。そして五つ目が加美消防署西部分署の位置の問題についてお伺いしたいと思っております。

では1番初め、町長車の運行について伺うわけですが、町長が就任されて1年になります。昨年7月に議会を終えられまして、まだ初めのころだったころかなと思いますけれども、私たちが目にしたある夜のことでしたけれども、町長車が12時という時間を回っていても、職員が中に待機して町長お待ちになっていたと。私たちがこういうことはたびたびあるんですかというご質問をしたら「いえ、きょうだけだ」とか、あるいはこれまでも何回かあったというわけではなくて、あいまいな返事をしていただけですね。

確かに町長は365日24時間仕事だということで、そういう町長車を活用されて結構なんですけど、町長はお酒も召し上がらない、その場から歩けば10分で帰れるところにおうちがあって、果たしてこの時間まで町長車を待たせるのはどうなのかというふうにちょっと思ったものから、この質問を、まず初めにさせていただきたいと思ひます。これについてお願ひします。

○議長（一條 光君） 一通り述べていただきます。（「わかりました」の声あり）

○3番（三浦英典君） 2番目の矢越の町有地の看板については、昨年11月でしたか、私たちが3分の2という重い議決を持ちまして矢越を庁舎建設の用地とするという決定をさせていただきました。しかし、この11月に、看板には庁舎建設用地以外の用地として管理をするというふうな看板を掲げたわけですね。こうして町長は、当然公務を行うにあって一つの約束事あるいはこういう条例に基づいてとか、そういうアンダーラインに沿って仕事をしていただくわけですね。我々議会に決めたことについて、そうやって否定するような、あるいはこういう事例があるということは非常に問題があると私は思っております。

これについては、昨年新田議員さんの問題についても謝罪も含めてお話しはなりましたが、こういうところの考え方、これはしくじったとか失敗したとかということではなくて、意図的な問題があってこういうことがあるわけですね。この辺についてももう少しお話をいただきたいと思っております。

三つ目については、公文書の決裁ということでございます。これについては通常係長から上になりますか、課長さん皆さんが、それぞれの書類に印鑑を押して決裁をされるのが通例であろうと思っております。これについて、町長が一部なんだろうと思うんですが、サインをしているということでございます。このサインについて、多分、決め事に違反をするとか、そういう話ではないんでしょうけれども、できるなら日本文化の印鑑文明に沿った、誰が見てもわかるような決裁をしていただきたいと思っております。これは当然、半永久的に公文書は残ることから、そういうものも含めて慣例の決裁でいいのではないかというふうに思っておりますが、この辺についても伺いたいと思います。

四つ目の薬業振興公社の人事については、昨年薬業公社の総会にありましてトップが交代されたわけですが、これについては事前の予告がなく、突然その日に交代を宣告されたというふうに伺っております。普通ですと、こういう人事案件については、皆さんに相談をされて、皆さんに「こういうのでどうでしょうか」という伺いをいただいて決定されるのが通例でありますし、町長も人と自然に優しいまちづくりを柱にしているわけですから、いきなりこういう、その日の決定ということで、やはり人に対する配慮、その優しさというものは果たしてどうなんだろうかと。町のほうが51%という株を持って、その権限はもちろんあるわけですが、以前、この薬業振興公社におきましては、以前の人事を決定するときになかなか決まらなかったということで、板垣さんに何とかご理解をいただいて社長に就任していただいたということで、当然、本人も努力をされてきたわけですね。そういうものも評価されて、

当然お話があるべきだろうと思っております。この問題についてお願いしたいと思っております。

5番目の加美消防署西部分署の位置について、この間、私たちが議会においてご説明を町長からいただきました。

これについては、2番の問題もありまして、どうも町長に対して不信感というのが拭えない部分があるということがあります。この説明にありましては、それぞれの候補地を上げていただいて壇原、あそこは西部の壇原ですか、あそこの墓地の隣あるいは原町の現在のところということで候補地を上げて、一部事務組合に説明し、お話をしてきたんだというお話をいただいたわけですが、お話を伺ってみますと、どうも宮崎のスポーツ公園の北の町有地というものが候補に上がっていた。それで、町長もその候補地を持って一部事務組合に、ここはどうかというお話もされてきたんだとおっしゃってありました。

ところが、我々議会にはスポーツ公園の北のお話は一切されなかったということでございます。私は宮崎なものですから、そういう候補地もぜひ進めていただければありがたいと思っております。その話が我々にはお話しになられなかったということでございます。

こういうものも、ご説明いただくときに、やはり詳細にこれまでのお話を、経過をぜひ私たちにもご説明いただいて、そして質問をそれぞれの皆さんからいただくということだと思っております。そうしないと、質問の内容や答弁も多少変わる可能性もありますし、ぜひその辺は誠意を持ってお話をいただきたいということでございますが、これについてもお話をいただきたいと思っております。

以上、5点についてよろしく申し上げます。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 三浦議員が、大分私に不信感を持っているということがわかりました。

聞いていて残念なことは、ほとんどの質問が、かつてこの議会において誠意を持ってご説明をさせていただいた事柄であるということ。私はもっと前向きな議論を議員とはしたかった。特に、今、宮崎はお店がなくなり買い物難民も生じ、大変な状況の中で、そして商工会宮崎支部長という任にもある三浦議員からは、私はむしろそういったことについてのご質問、ご提言を頂戴したかった。その点ではまことに残念に思います。

私、1年職務を遂行するに当たって「動機善なりや、私心なかりしか」、これを自分にたびたび問いかけながら遂行してまいっているところでございます。公用車の運行につきまして、先ほど7月の議会終了後とありましたが、私、昨年7月はまだ町長ではございませんでしたので、何のことを言っているか私には検討が付きません。（「9月です。失礼、7月と言いまし

たか」「後で訂正願います」の声あり)

また、町長就任当初、状況がしっかりと把握していなかった点も当然これはありますので、あるいは長時間待たせたこともあったかもしれません。しかしながら、私は議員がおっしゃるとおり自分のために、自分が例えば酒を飲みたいからということで遅くまでどこかにいて公用車を使うなどということは一切しておりません。町長という職は、勤務時間に定めがありません。職務についても相当広範囲に及んでいるのはご承知のとおりであります。土日祝日を問わずさまざまな行事をこなしているところでございます。誤解があったのであれば、その部分については二度とそういうことがないように注意をまいります。公用車の運行について、活用については、今後とも適正に行ってまいりたいというふうに考えております。

2点目の矢越町有地に設置をした看板でございます。

前にもご説明したとおり、多くの町民から何であそこの造成をしているのかという問い合わせが、町にも私個人にもございました。町民から負託を受けた者として、やはりきちっとそのところは誤解を招かないようにしなければならないということで看板を設置させていただいたものでありまして、勇み足だったと言われればそうかもしれません。しかしながら、それは決して議会を無視する、軽視するという意図で行ったものではございません。

3点目、決裁の方法についてのご質問にお答えいたします。

決裁といいますのは、「職務権限に属する事務の処理につき最終的に意思決定を行うこと」と加美町決裁規程で定義をしております。加美町では、決裁方法までは規定されておませんが、宮城県の文書事務の手引きにおいては、決裁の方法について決裁は会議書の定められた欄に認印をし、または署名して行われるとされております。町でもそれを準用しております。大崎市の決裁規程にも署名ということが明文化されております。

私は、町長室に座って黙々と判子をつくような仕事をしておりません。新聞にはうるさいぐらい回ってと書いてありましたけれども、職員を回って歩いて職員と意見を交わしながら、私考えを職員に伝えながら仕事を行っております。一々判子を持って回っているわけではありません。その場で決裁が必要であれば、私は赤ペンで決裁をいたします。県では、知事初め部長、課長、署名決裁は普通に行われており、当然先ほど申し上げたように事務規定にも規定され、全く問題のあるものではございません。日本文化は大事です。しかしながら、町長として、私はどんどん町民、町職員のところに向いて行って、私は呼びつけるようなことはいたしません、町職員のところに向いて行って情報交換しながら、必要なときにはその場で決裁できる態勢をとっておるということでございます。

葉葉振興公社の人事について、事前に伝える配慮が必要でなかったかと、評価をすべきではなかったかというふうなご意見だったと思います。板垣前社長におかれましては2期4年、私は大変熱心に仕事をさせていただいたと思って感謝を申し上げて感謝をしております。この思いは、私からも副町長からも板垣前社長にはお伝えをしているところであります。

この3公社の統合問題、これは合併してからの懸案事項であります。全くこれは手がつけられないできたわけです。これを行うということは大変なことでございます。行うときには一気にこれはやりませんと、さまざまな横やりが入るということもあるわけでございます。

ですから、突然の社長交代ということではありましたが、私は2期4年の板垣社長の功績に対して深く感謝をしながら、しかしながら3公社の統合を実現するためには、やはり町が責任を持って、そのためにはやはり副町長を社長に据えて取り組まなければ、これは何年たってもなされないと思って今回の人事を決めたわけでございます。現在、副町長を中心として町の関係職員とも会議を重ねながら、これはいろいろな会計のことからさまざまな規則から人事から、いろいろなことを、これは町の合併と一緒にですから、さまざまなこれはすり合わせをしていかなければ統合には至らないわけです。そのためには、今の時点でなかなかどなたであっても民間の方が十分な情報を得て、町の情報もそれぞれの公社の情報も得て統合に向けて調整をしていく、すり合わせをしていくということは、これは現実問題無理なお話でございますから、今、副町長のもとにそのような統合に向けての話し合いを、具体的な事務を進めているところでございます。そのところを十分ご理解をいただきたいというふうに思います。

また、加美消防署西部分署の位置についてでございます。

このことは、全協で詳しく消防署からも来ていただいてご説明をさせていただいたところでもあります。三浦議員からは大崎広域消防のほうにさまざまな問い合わせがあったということも聞いております。皆様方にご提示したのは3カ所でございますが、当然これは、そこに至るまではあらゆる可能性というものを、これは検討したわけでございます。その中にはスポーツ公園の西側の町有地も当然検討の対象になりました。皆様方にご提示したのは、これは実現可能性のある3カ所ということでございます。スポーツ公園の西側につきましては、一つはあの場所は第二駐車場として大きな大会のときにはあそこは使われるわけですし、そこでも足りなくて、あの道路わきにたくさんの車をとめております。

こういったことから、大崎広域消防としては、あそこに関してはふさわしくないのではないかというご意見もいただいております。小泉の家畜所跡地、これも町有地で面積的に十分でございますが、やはり全体の地域バランスを考えた場合には、ちょっとこれは東へ寄り過ぎてい

るのではないかというものもございました。あらゆる町有地の可能性を検討した結果、実現可能性のある3カ所について絞ってご説明したことでございまして、決して皆さん方にそういった事実を隠してやったということではございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上4点、ご説明をさせていただきました。

○議長（一條 光君） 三浦英典君。

○3番（三浦英典君） 先ほどの7月というものは9月と申し上げたかったわけでございますので、ご訂正をお願いしたいと思っております。

今、ご答弁いただきましたけれども、私も何も前向きなお話をしたくないわけでもありません。しかし、仕事柄過去を振り返って検証するというのはしなければならないことですので、ひとつお話はお聞きいただきたいと思っております。

上から1番、2番というのは、これまでの中で何度かお話があったり、町長車にあっては多少その辺使い方が、よく考えないでそうしてしまったということもあったようでございますので、今後、この辺は改善をお願いしたいと思っております。

一番の問題は、私は4番の問題です。この辺については、私も当然これまでの合併後の流れの中で公社を統合したいというお話は伺っておりましたので、町長の気持ちも理解はしているつもりです。ただやはり、途中の進め方というものは、やはり一気にやらないと横やりが入ったりいろいろ問題があるからだというふうにお話しされていますけれども、やはり役員の皆さんにお話をする中で、何もそんなにぎくしゃくする話ではないんじゃないかと。これまでの長年の中で、皆さんが公社という、この三つの問題があるということは皆さんがよくわかっていることではないかと思えます。ぜひ、この辺も考えていただきたいところなんです。これについては民法第108条に双方代理の禁止という条項がありまして、こちら側の仕事を委託する側の方と受ける側の方が同一ではいかんということで禁止されていると。確かに今回は町長が指定する側でありまして、受ける側のトップになったのが副町長ということでございますが、この辺の考え方についてお話を伺いたいと思えます。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 詳しくは副町長のほうから答弁させますが、この民法第108条双方代理、これには全く抵触をしない。これは当然、するに当たって私たちも確認をした上で行っております。副町長のほうから詳しく答弁をさせます。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

まず、誤解を解いておきたいのですが、突然かわったということではなくて、株主総会において任期が終わって、そして選任をしたということでございまして、任期途中でかわったかのような突然の異動ということではございませんので、ご理解をお願いします。

それから民法第108条の双方代理についてですけれども、簡単な言い方をしますと、町長がいわゆる公社の代表になった場合に、同じ人が町長と公社の代表が同じ人で契約するのはよくないよというのが、この双方代理の禁止でございまして、その場合は片方を代表を副町長にするとか、理事のほうを別な人にするとか、そういうことでいいというふうなことになっていきます。つまりこれは、いずれかの当事者を町長としないで契約を締結すればよいと。即ち、町の側で町長以外の者に契約締結権限を委任するか、公社の側で理事長以外の者に契約締結権限を委任するかということであると。このことによって、この108条の規定には抵触しないということがうたわれております。ただこれは、同じ人がなった場合です。ですから、もともと町長同士ではなくて私が公社のほうの代表取締役になったわけですから、そもそもこの双方代理ということにはならないということでございます。

これは、地方自治法問題の判例集の中の財務編のところはこの説明はございます。また、地方自治法においては長の兼業の禁止というのがあります。そもそも、同じ人がなってはだめだというのがあります。先ほど三浦議員さんが、薬業振興公社に対して51%というお話でしたが78%の出資でございまして、それも改められたほうがいいかと思いますが、その場合に、地方自治法ではこのようにうたっております。長の兼業禁止について、50%未満については禁止になっております。しかし50%、2分の1以上出資している場合については、地方公共団体が主体となって設立し、本来その地方公共団体が直接行うことも考えられる事業をかわって、いわゆる公社として行うというものについては、むしろ当該法人の外部に対する信用を高め、あるいは当該法人、公社のことですが、に対して地方公共団体の意思をよりよく反映させる観点から平成3年に改正され、50%以上出資している法人については町長あるいは副町長等が代表になることについて認められているということでございまして、簡単に言えば、その地方公共団体の責任と意思を強めるためにも、町長、副町長がなることについて地方自治体は認めているということですので、ご理解をお願いします。

○議長（一條 光君） 三浦英典君。

○3番（三浦英典君） 町長と副町長というのを分けて考えることになるわけですがけれども、この間、町長がドイツに研修に行かれている間、その代行をされたのは副町長です。町長の仕事

をされているわけですね。確かに言葉上、民法で同一人物でなければいいんだというふうに解釈をされるわけですが、町長と副町長という関係は、ほとんど私は性格上同一であろうというふうに解釈すべきだろうと思います。そして現実的にいろいろ調べてみますと、それぞれの自治体の中でこういう例がありまして、実際に問題になっているわけです。皆さんの感覚でも、町長と副町長というの関係はよくわかりだと思いますが、果たしてこれが言葉上同一でなく、町長から副町長に仕事が委託され、片方受けられるという問題は何ら法律上問題がないと言うんですけれども、私はやはり解釈上、この辺は避けるべきではないかと思っております

そして、もう一つ近いところの事例として大衡村のお話があるんだそうですが、まちづくりセンターの社長を副町長がされている。しかしこれがやはり問題になって、副町長は副町長のほうを辞任されたということでございました。このように、町長、副町長ということの関係が非常に微妙なものですから、あえて言葉上、法律を抜けてはいるかもしれないけれども、ぜひ、この辺は改善をされてお願いしたいと思っております。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

先ほどお話し申し上げましたように、双方代理につきましては契約行為があった場合に、請負とかの契約行為があった場合に、その一方を同じ人にしないということでこれはいいんだというふうに法律でなっていて、解釈されています。ですから、私が職務代理者になった場合に薬業振興公社と何か契約することがあれば、そういうことはどちらかを専務理事というふうにしてもいいわけですから、それは今回のことに当てはまりません。まず私が職務代理者になったことについてです。

それから、町長と副町長は一心同体、同じようなものだからということで、そういう見方をして、そういうふうに見えるからよくないというのはどこかに書いていますか。どこか法律に書いてあるんだったら法律違反ということ言えますけれども、三浦議員さんがそのように思うということでやっているのでしょうか。ちょっとそこはわかりませんが、といいますのは、先ほど申し上げたように、このことについては解釈として、法律の解釈として片方がかわれば契約として問題ないというふうになっています。ですから、今、大衡村のお話をされましたが、大衡村のこと私も新聞で読みましたけれども、全国に町長あるいは副町長が公社の代表をしている例はたくさんあります、50%以上のところで、たくさんございます。それら一つ一つについて、一心同体なんだからおかしいのではないかということがあれば、そういうふうな法律が

できたらそのようにします。ただ、先ほど申し上げたように、町の考えを、地方自治法においては信用性を高めるということと、意思を表示するという意味で兼業禁止の適用除外ということになっていますので、今のところ、このような状態、私が薬業振興公社の代表取締役として仕事を全うしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 何が大事かということです。行革の一環として3公社を統合すると、これが一番大事な点であります。そうした場合、先ほど私がお話したように、民間の方の手に委ねて行うということは、これは現実問題大変難しい話であります。町が責任を持って押し進めていくということが重要であります。そういった意味で、副町長には社長として、先ほど申し上げたようにこれまでのさまざまな経緯、これも全て行政が情報を持っていたわけです。かかわった人間もおります。3公社のさまざまな情報、こういったものも副町長が社長に就任してこそ、これは得られるものなんです。あらゆる財政上のこと、さまざまな人事制度、さまざまな情報をもとにして、3公社統合に向けて進めていくということ、これは町が責任を持って強力にやっていかなければ実現しないことであると思っております。そういった意味で、副町長に社長として就任をしていただき頑張ってくださいというふうに考えて行った人事であります。以上でございます。

○議長（一條 光君） ただいまの副町長の答弁の中で、反問めいた発言がありましたけれども、適正でございませんので、これに対する答弁は必要といたしません。却下します。三浦英典君。

○3番（三浦英典君） その辺の解釈は、法的に言葉尻を一つ一つ捉えていけばそういうことには確かに違反もしていないということでございます。それは私も理解はしています。しかし、やはり私たちはそういう問題、やはり町長、副町長という関係がやはり別物というふうな性格を持ったものには映らないということでございます。この辺は、実際に多くのことが全国の中であって、何ら問題がないんだというふうに言われますけれども、現実的に問題にもなっているのも事実でございます。この辺は、疑わしきものではありませんけれども、皆さんに疑問を持たれるようなというものは、なるべく控えていただきたい。そして、何よりも今、副町長は重要な副町長という仕事をこなされて、時間外をつくって夕方に薬業に出向く、あるいは土曜日曜に休みを返上してそちらの管理をされるという業務体制に対して、果たして私はそこまで副町長に仕事をお願いしてよろしいのかというふうに思うわけです。もう少し時間的な配慮、人的に配慮を町長にお願いできればと思いますし、この辺は三つのものを必ずしも一遍に、それこそ短時間の中で一つにして、さっさとやらなければならないというふうにおっしゃって

ますけれども、いつまで副町長を代表として置かれるのかお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 三つ一緒になるかどうかわかりませんが、合併して10年目です。いつまでもこの懸案事項を先延ばしするわけにはいきません。平成26年度からは、1本算定にもなります。スリム化を図っていかなければなりません。そういった状況にあることを、ぜひご理解いただきたいと思います。

副町長に関しては、ご心配いただいてありがとうございます。十分副町長はその任をこなすことができると思っておりますので、お願いをしているところでございます。いつまでというご質問でございましたが、やはりこれは、先ほど申し上げたように町が責任を持って統合に向けて進めていかなければならない。中途半端で他人にこれは放り出すわけにいかない。やはり、きちっとした統合へのめどが立たないうち、ほかの人というわけには私はいかないだろうと。ですからそれがいつまでとは言えませんが、副町長の任期は4年でございますから、その任期のうちに3公社統合に向けてきちっと仕事をしてもらおうということを私は期待しているわけでございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 三浦英典君。

○3番（三浦英典君） この辺については、総合的に町全体の考え方をすれば、いろいろな改革が必要だということでは町長も私もそんなにずれてはいないはずだと思うんですね。ただやはり途中のこういうやり方、進め方、考え方、いろいろな角度からやはり検証されて、もっとよりよいものを私はお願いしたいと思っております。ぜひこれからも、その辺私たちの意見も組み入れてお願いしたいところでございます。この問題については以上で終わりにさせていただきたいと思います。

では三つ目の農業の振興策について伺います。

これについては、以前から近藤議員さんなんかがよくおっしゃっています。老人の年金よりも農業の所得が低いのかという話をされて、私も農業人の端くれなものですから、いつもがっかりしているわけなんです。ぜひ、町のほうからは農業の振興策について、ぜひ具体的な活力のある話というものをいただければと思っております。

これについては、以前からいろいろな方向から検討されて、担当の方からもお話はいただいているんですが、ぜひ前向きなお話をお願いしたいと思っております。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 年金より低いというのは、ちょっとやはり力が入りませんですね、これ

は。大変農業を取り巻く環境が厳しいということは事実でございます。

やはり、この加美町の農業の基本というのは、これは米づくりということは誰しも認めているところでございます。転作割合が40%弱という現状を踏まえますと、大変米づくり、米作一本では農業経営は難しいのだろうと、なかなか所得を上げることは難しいのだろうというふうにも私も認識をしております。

大規模圃場整備を促進し、農地利用集積の促進を図ると。また、カントリーエレベーター等の拠点施設の効率的な活用も行っていくということを通して、低コストで収益性の高い土地利用型農業の確立というものが重要であろうというふうにも考えております。

そのために、町としましては前回もご答弁させていただきましたように、この実現に向けて各集落における人・農地プランの作成、そしてJ A加美よつばの農地集積円滑化事業を有効活用するなどして、農地の集積を推進してまいりたいというふうにも考えております。

また、土地利用型農業を進めるに当たって、農業者個別所得補償制度をうまく活用し、収益性が高くかつ低コストで作付できる作物生産を推奨していく必要がありますので、J A加美よつば等との連携を密にしながら事業展開を図ってまいりたいというふうにも考えております。

また、個別所得補償経営安定推進事業の中で、農地の集積については出し手、受け手双方に助成金を支出する事業がありますので、これも積極的に活用し、農地の集積率を高めてまいりたいと考えております。

また、所得補償制度、この法制化、当地選出の国会議員も法制化に向けて頑張っておりますけれども、やはりこの法制化、そして地域の実情に即した使い方ができるような見直し等、こういったことをさらに国に強く要望していきたいと考えております。

次に、やはり生産したものの販売方法、これも非常に大事な点であろうかと思えます。現在、エコ堆くん、土づくりセンターで製造しておりますエコ堆くんを活用した土づくりに取り組むとともに、宮城大学との地域連携に基づきエコ堆くんの使用ロゴマークの作成とか活用方法、こんなところも計画をしているところであります。生産物の販売拡大について、そのほか研究をし取り組んでまいりたいというふうにも思っております。

さらに、基本的なことはやはり地産地消だと思います。ここで生産したものをこの町で消費をしていくと。先ほど私、地産他消のほうについて先にお話ししたんですけれども、やはり地産地消ということが大原則でありますので、今現在学校給食で年3回でありますけれども、加美町の学校給食の日として全ての食材を地元の食材で賄うという事業を行っておりますので、こういったことも継続をしながら、さらに学校給食での地元食材の利用等の拡大に努めてまい

りたいというふうに考えております。

もう一つ大きな2点目としましては、やはり畜産、これが加美町の農業のもう一つの柱でございますので、公共放牧場の整備、今年度から3カ年かけてこれは実施をしておりますが、そして優良牛導入助成事業等既存事業の拡大、こういったものを図ってまいりたい。私、牛は茂洋、町長は洋文と言っていますけれども、やはりこういった優良牛をどんどん農家の方々にも導入していただけるような事業拡大も図ってまいりたいと思っておりますし、畜産経営体質の強化、環境に配慮した持続型の畜産経営の推進、安全で高品質な畜産物の生産による経営強化、規模拡大と、こういったこともあわせて推進をしていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（一條 光君） 三浦英典君。

○3番（三浦英典君） 今後いろいろな事業資金を活用して、前向きにやっていきたいというお話をいただきましたが、現在、稲作というか水田は35%前後の減反を強いられているわけですが、やはりこの減反の利活用というのが非常に大きなことなのではないかと思っております。

この点については、最近JAのほうが野菜の振興ということで力を入れているわけですが、ぜひこの辺を行政がかかわって、もっともっと反収の高いものを、集約的にはなりますけれども、ぜひこの辺はプッシュしていただきたいというふうに思っております。

そして現実的に、減反地の扱いをしているのが農業振興対策室なんですけど、ここには現場の農家の方々が多くいらっしゃいまして、どうしたらいい、ああしたらいいが結構あるわけですね。こういうお話もしっかり生産の方向に結びつけられるような体制が必要なのかなと思っております。

それで、その対策室というものを考えたときに、私はそれぞれの町には農業委員会というのがあるわけなんですけど、私も一時期執行させていただきました。そこで感じたことは、どちらかという農地法第3条、第5条の農地の番人という役割が結構強くて、どちらかという現場のことをよく知っている農業委員さんの考え方が現場に生きてこないのではないかという気がいたしました。そういう点については、農業委員会の会長さんにも伺いたいわけですし、ぜひそういうノウハウを生かせる方向で検討いただきたい。私は対策室と農業委員会というのが同じフロアにあって常にそういう農業の問題もあつたこうだとやりとりができるような考え方になっていただきたいなというふうに思っております。

これについては、いろいろな考え方もあるわけですが、ぜひ、現場優先ということで役場の

業務というかこちら側が皆さんがどういうふうに現場のためになるかということをよくよくお考えいただいて、今まではこうだったからそれしかないんだとか、そういう既存の考え方から少し、ちょっとずれても構わない、ちょっと新しい発想でいろいろな考え方をして、現場のためにやっていただければというふうに思います。この辺について農業委員会の会長さんもいただきたいと思いますし、できれば担当の方にもお話をいただくとありがたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（一條 光君） 最後の質問にさせていただきます。まず町長。

○町長（猪股洋文君） 議員のご指摘のとおりでございます。この農家の相談や支援の窓口として加美町担い手支援センター、これ立ち上げておるわけですが、やはりこのセンターの機能等については、やはりこれから十分検討すべき課題であるという認識を私も持っておりますので、議員のご提案の趣旨を踏まえて今後検討させていただきたいと思っております。また、担当課のほうから説明させますし、また農業委員会のほうからも答弁をさせます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 農業委員会会長、お願いします。

○農業委員会会長（兎原伸一君） 農業委員会会長です。

ただいまの質問にお答えいたしますが、時間も大分迫っていますので簡単にご説明……。

○議長（一條 光君） 答弁は時間関係ありませんので、たっぷりと。

○農業委員会会長（兎原伸一君） 農業委員会には、大きく分けて三つの所掌事務があるわけですが、まず一つは先ほど三浦議員からお話あったような農地法の第3条、第4条、第5条の関係の法令的な業務。そしてまた農業経営基盤強化法に基づく業務、そしてまた農地等が有効に活用できるように後継者の認定農家を中心とした後継者の支援というものが大きな役割でございます。具体的には、農地法第3条、第4条、第5条に係る業務を行うことや、農業経営基盤強化法による農地の利用集積を促進し、経済的かつ安定的な農業経営を図られるよう農業の担い手を支援しております。

担い手を確保するためには、農業者の生涯所得の充実を図っていくことが大変重要であります。生涯所得のうち老後所得の充実を図ることも重要でありますから、農業者の老後の生活安定、そして福祉の向上を目指すために農業者年金の加入も推進しております。また、耕作放棄地の解消にも努めております。毎年、農地パトロールを実施しておりますので、それを確認した上でそれぞれの遊休農地を確認した場合には、その所有者に対していろいろな指導を行っておりますし、また、まとまって遊休農地がある場合には、いろいろな事業を活用いたしまして

遊休農地の解消に現在努めているところであります。

新たな農業振興を考えるに当たっては、農家や家族の現状を、動向並びにその問題を的確に把握することが重要であります。農家や集落などの声を拾い上げ認定農業者を中心とした地域の農家等に対して、幅広く積極的な情報提供活動を行うとともに、農家の代表機関として農業委員会から町へ建議を行い、意見・要望を反映させるように今後努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

確かに三浦議員おっしゃるとおり、担い手支援センターにつきましては農家の方が大変多く相談に来ております。平成19年度に設立した当初は、農業委員会、それから土地改良区、JA加美よつば、それから町ということで、当初3年間ということで立ち上げたというふうに聞いております。しかしながら、私が昨年振興対策室長ということで担い手支援センターで仕事を始めたときには、もう農業委員会、それから土地改良区は支援センターからは職員を引き上げておりまして、実質町と農協だけで運営をしてきております。昨年からの流れの中で、水田農業推進協議会が国の指導で農業再生協議会ということで組織の変更をなささいということで、その中には担い手支援総合育成協議会のほうも統合して一本化で仕事をしていきなさいというような流れになっております。そういった方向で、本町におきましてもことしの5月に担い手育成総合協議会を開催いたしまして再生協議会のほうに一本化をして、今仕事に取り組んでいるというような状況にありますので、支援センターの今後の活動につきましては、先ほど町長が答弁したとおり、検討していかなきゃ大きな問題かと思っております。ただ、内容等につきましては、そして全体の関係もございますので、担当課としては、今のところ今後の活動については、とりあえず関係機関といろいろと協議をして町のほうにこういった形でということでいろいろ協議をしていかなければならない問題だというふうに考えております。

○3番（三浦英典君） 以上で終わります。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして3番三浦英典君の一般質問は終了いたしました。